

# 横手市耐震改修促進計画【第4期】



令和8年3月

横手市

# 目 次

## 1. 計画の概要

- (1) 計画の背景 ..... 1
- (2) 計画の目的 ..... 2
- (3) 計画の位置付け ..... 2

## 2. 横手市で想定される地震の規模及び被害の状況

- (1) 想定される地震の規模 ..... 3
- (2) 想定される被害の状況 ..... 4
- (3) 積雪寒冷期の地震に対する影響 ..... 5

## 3. 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

- (1) 住宅の耐震化の現状と目標 ..... 7
- (2) 特定建築物の耐震化の現状と目標 ..... 8

## 4. 住宅・建築物の耐震化の促進を図るための施策

- (1) 耐震化促進に係る基本的な取り組み方針 ..... 10
- (2) 耐震化促進に向けた各主体の役割 ..... 10
- (3) 耐震化の促進を図るための支援策 ..... 11
- (4) 住宅の耐震化に向けての課題 ..... 14
- (5) 地震発生時に通行を確保すべき道路の指定 ..... 16
- (6) 優先的に耐震化に着手すべき建築物等の設定 ..... 16

(7) 地震時の総合的な安全対策.....	17
<b>5. 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及</b>	
(1) 地震防災マップの作成・公表及び活用 .....	19
(2) 相談体制の整備及び情報提供の充実 .....	19
(3) リフォームにあわせた耐震改修の誘導.....	19
(4) 家具の転倒防止策の推進 .....	20
(5) 町内会等との連携 .....	20
(6) 一人ひとりが行うことのできる防災情報の発信 .....	21
<b>6. 耐震改修促進法及び建築基準法による指導等</b>	
(1) 耐震診断が義務化された特定建築物への対応.....	22
(2) 耐震改修促進法による指導・助言等の実施 .....	22
(3) 建築基準法による勧告または命令等の実施.....	23
<b>7. その他耐震化促進に関し必要な事項</b>	
(1) 横手市被災建築物応急危険度判定要綱 .....	24

# 1. 計画の概要

## (1) 計画の背景

平成7年に発生した阪神・淡路大震災において、住宅・建築物の倒壊等により多数の人命が犠牲になったこと、また、特に昭和56年の建築基準法改正における「新耐震設計基準(※1)」以前の建築物の被害が顕著であったことから、「建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「耐震改修促進法」という。)(平成7年法律第123号)が制定されました。

平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震による被害状況を受け、国は建築物の耐震改修(※2)について、全国的に緊急かつ優先的に取り組むべき課題と位置付け、住宅及び一定規模以上の建築物の耐震化率の目標を定めたほか、この目標の達成のため耐震改修促進法の一部改正(平成17年11月7日公布、平成18年1月26日施行)により、国土交通大臣による、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)及び都道府県による耐震改修促進計画の策定等が規定されました。

秋田県では平成19年3月に「秋田県耐震改修促進計画」(以下「県促進計画」という。)を策定し、横手市でも、「横手市耐震改修促進計画」を平成21年9月に策定しました。

平成23年3月に発生した東日本大震災は、巨大な地震・津波により一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらしたことから、平成25年に建築物の地震に対する安全性の向上をより一層促進するため、耐震改修促進法が大きく改正(平成25年5月29日公布、平成25年11月25日施行)され、平成28年3月に「横手市耐震改修促進計画【第2期】」を策定しました。

平成30年6月の大阪府北部地震で、ブロック塀の倒壊による人的被害や通行障害が生じたことを受け、耐震改修促進法施行令が一部改正(平成30年11月30日公布、平成31年1月1日施行)されました。緊急輸送道路等の避難路沿道建築物に付属し、地震時に道路の通行障害を生じるおそれのあるブロック塀等(※3)を通行障害建築物に追加され、令和3年3月に「横手市耐震改修促進計画【第3期】」を策定しました。

各計画に基づき耐震化の推進に取り組んできましたが、令和6年1月に発生した能登半島地震では、過去の地震被害と同じく、旧耐震基準の建築物(※4)で倒壊等による人的被害が発生しました。

また、令和7年7月に基本方針が改正され、耐震性が不十分な住宅を令和12年までにおおむね解消するとされていた目標が、令和17年までにおおむね解消すると見直されました。

これらの背景を受け、引き続き耐震化の推進に取り組むため、「横手市耐震改修促進計画【第4期】」(以下「本計画」という。)を策定しました。

※1 昭和56年6月1日から施行された建築基準法の構造設計基準のこと。昭和56年以前に建てられたものは、それ以降のものに比べて地震に対する安全性が劣っている場合があります。

※2 地震に対する安全性の向上を目的として行う増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすること。

※3 倒壊した場合において、前面道路の過半を閉塞するおそれのある、前面道路中心線からの距離の1/2.5倍を超える高さのブロック塀等。

※4 昭和56年5月31日以前に建てられた建築物。

## (2) 計画の目的

本計画は、地震による建築物等の倒壊又は損壊により生ずる、人身被害また物的被害を防止・軽減させるため、県及び建築関係団体等と連携して既存建築物等の耐震化を計画的に促進することを目的とします。

なお、計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とし、耐震化の進捗状況や社会情勢の変化を勘案し、適宜見直しを行うこととします。

## (3) 計画の位置付け

本計画は国の基本方針に基づき策定された県促進計画を勘案して策定します。

また、本市のまちづくりの指針である、「第3次横手市総合計画(令和8年3月策定)」に基づくとともに、国の公共施設等総合管理計画の指針に基づき定めた「横手市財産経営推進計画(令和5年8月一部改訂)」(以下「FM計画」という。)、及び災害対策基本法第42条に基づく「横手市地域防災計画(令和7年3月修正)」(以下「市防災計画」という。)等の基本施策との整合性を図りながら定めるものです。

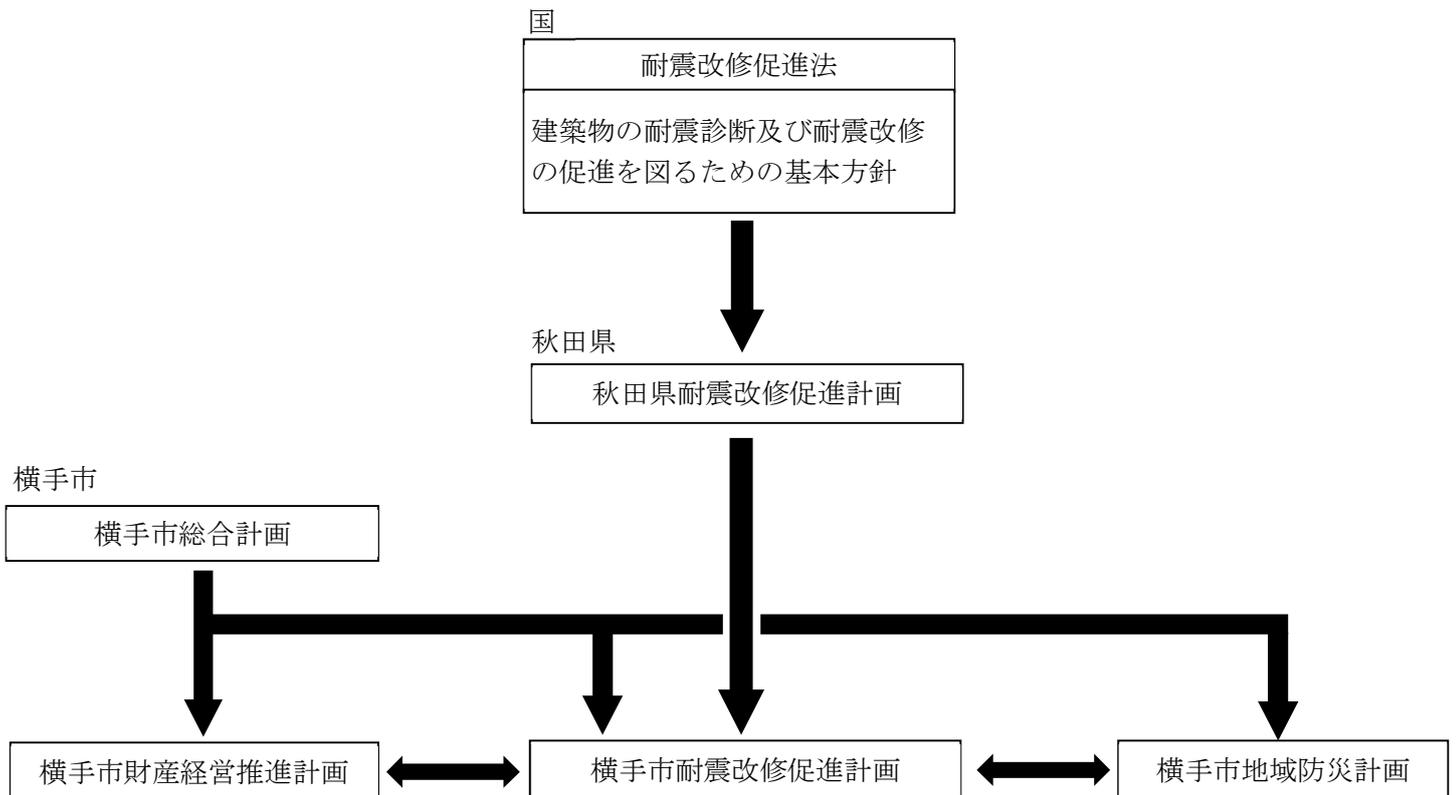


図1-1 横手市耐震改修促進計画の位置付け

## 2. 横手市で想定される地震の規模及び被害の状況

### (1) 想定される地震の規模

東日本大震災が、これまで想定できなかった連動型の巨大地震だったことを踏まえ、連動地震を設定し、「秋田県地震被害想定調査委員会」が平成25年8月に公表した、秋田県に影響を及ぼすことが想定される27パターンのうち、横手市に直接影響を与えると想定される8パターンの中から最大の被害が予測される「横手盆地真昼山地連動地震」を想定しました。

表2-1 横手市に直接影響を与えると想定される8パターンの地震

県想定地震	最大震度	最大震度の市町村
秋田仙北地震	7	大仙市、横手市
横手盆地東縁断層帯北部地震	6強	横手市、大仙市、仙北市、美郷町
横手盆地東縁断層帯南部地震	6強	横手市、湯沢市、大仙市、美郷町、東成瀬村
真昼山地東縁断層帯北部地震	6弱	横手市、大仙市、仙北市、美郷町
真昼山地東縁断層帯南部地震	6弱	横手市、大仙市、美郷町
<b>横手盆地真昼山地連動地震</b>	<b>7</b>	<b>横手市、湯沢市、大仙市、仙北市、美郷町、東成瀬村</b>
秋田仙北地震震源北方秋田仙北地震連動	7	横手市、大仙市、仙北市、美郷町、羽後町
北上低地西縁断層帯地震	6弱	横手市、湯沢市、大仙市、仙北市、美郷町、東成瀬村

(市防災計画より)

## (2) 想定される被害の状況

### ① 建築物の被害の予測

建築物の被害は、地震動による被害、液状化による被害及び急傾斜地崩壊、延焼による焼失件数等を予測しました。なお、被害程度の定義は以下によります。

全 壊:倒壊及び現状のままでは住めない状況。

半 壊:そのままでも住める状態ではあるが、かなりの修復を必要とする状況。

**表2-2 建築物の被害予測**

		冬の深夜発生(午前2時)		夏の日中発生(午前10時)	
		横手市	秋田県	横手市	秋田県
建物被害	全壊棟数(棟)	27,405	72,594	23,312	64,289
	半壊棟数(棟)	21,868	62,000	18,858	54,872
	焼失棟数(棟)	167	1,034	204	853

(市防災計画より)

### ② 人的被害の予測

居住人口を対象として以下の人的被害を予測しました。なお、被害程度の定義は以下によります。

死 者:地震の振動による建物の倒壊に伴う圧死、急傾斜地崩壊による窒息死、出火・延焼による焼死等、地震による直接的な影響による死者。(冬季の建物倒壊の閉じ込めによる凍死、避難所で体調を崩しての病死等は含まない。)

負傷者:建物倒壊や急傾斜地崩壊、出火・延焼による負傷者を総称し、入院が必要とされる程度のけがを負った人及び入院は必要としない程度のけがを負った人をいう。

避難者:地震によって住む家を失い、あるいは半壊した家が修復して住めるようになるまで避難する住民。

**表2-3 人的被害の想定**

		冬の深夜発生(午前2時)		夏の日中発生(午前10時)	
		横手市	秋田県	横手市	秋田県
人的被害	死者数(人)	1,859	4,524	756	1,949
	負傷者数(人)	6,946	18,183	4,382	11,718
4日後避難者数(人)		44,351	153,464	33,465	126,440

(市防災計画より)

### ③ 液状化危険度の予測

液状化の発生は、全ての場所で発生するわけではなく、地形区分と関連があると言われています。「液状化地域ゾーニングマニュアル」では微地形分類図と液状化判定基準を用いて、地盤の液状化の可能性を地震動に応じて4段階で判定しています。これによると「台地」「丘陵地」「山地」では液状化の可能性はなく、「埋立地」「盛土地」「旧池沼」「湧水地点」等が液状化の可能性が非常に大きいものです。

## (3) 積雪寒冷期の地震に対する影響

### ① 積雪寒冷期の気象状況

シベリアの寒冷高気圧から吹き出す乾燥した北西風が、温暖な日本海で大量の水蒸気を補給し雪雲を発達させ、これが奥羽山脈にぶつかり内陸部を中心に大雪を降らせます。

積雪期間は概ね11月下旬から3月下旬頃までですが、近年11月初旬に積雪があつたり、まとまった雪が続いたりする傾向があります。

### ② 積雪の地震に対する影響

積雪は地震被害に対し被害を拡大させ、応急対策の実施を阻害する要因となります。

#### i) 被害拡大要因

##### ア) 家屋被害

屋根に多くの積雪がある場合、地震動により激しく揺さぶられた家屋は、地震動と積雪荷重が相乗し、全壊又は半壊が多く発生することが想定されます。

##### イ) 人的被害

家屋の倒壊又は損壊による死者や負傷者の発生が想定されます。

更に、道路の寸断や積雪等で救助隊の遅れが想定され、これが凍死者や凍傷者の増加につながります。

##### ウ) 火災

家屋の倒壊や損壊により、暖房用備蓄燃料タンクや給油配管が破損し、灯油等の漏えいや暖房器具の転倒・損傷による火災が多く発生します。

道路の寸断や積雪による消防車の通行障害、消防施設の被災等により、迅速な消火活動が困難となり延焼面積が増加します。

##### エ) 雪崩・孤立住宅の発生

雪崩による道路の寸断や通信回線の途絶により孤立地区(集落)が発生します。特に、地震発生時の積雪深、気温、天気等の条件により、発生する雪崩の種別(表層雪崩又は全層雪崩)により被害の規模が大きく左右されます。

ii) 応急対策阻害要因

ア) 情報収集活動

天候、降雪量、積雪深及び二次災害への安全対策等により、被害情報収集活動への支障が想定されます。

イ) 緊急輸送活動

雪崩や積雪による除排雪作業の遅れ、これまで除雪されて道路脇に積み上げられている雪壁の崩落、スリップ事故、地吹雪等による交通障害が発生し、緊急輸送活動への支障が想定されます。

ウ) 除雪

地震後も降雪が続いた場合、全ての応急対応の前に除雪作業を行わなければならない、多大な労力を雪処理に費やさなければなりません。また、通常除雪作業にあたる人々のり災も考えられ、通常の除雪が困難となることも考えられます。

エ) り災者・避難者の生活確保

避難所での寒さ対策が必要不可欠であり、暖房器具、燃料及び毛布、被服等の生活必需品の大量の需要が見込まれます。

また、応急仮設住宅も積雪のため早期着工は不可能であり、避難生活が長期化することが予想されます。

③ 積雪寒冷期の地震対策

積雪寒冷期の地震は通常時の地震と全く異なる様相を呈することから、被害は拡大かつ長期化し、また広範囲に及ぶ可能性があり、地域社会への影響は大きいものです。

各防災関係機関は積雪寒冷期の地震という最悪の事態を想定し、地震対策を設定することが必要です。

### 3. 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

#### (1) 住宅の耐震化の現状と目標

令和7年7月に基本方針が改正され、耐震性が不十分な住宅を令和12年までにおおむね解消するとされていた目標が、令和17年までにおおむね解消すると見直されました。

第3期計画では、住宅総数(居住世帯)に対して耐震化を有する住宅の割合が、令和2年度は約73%と推計され、令和7年度末には80%とすることを目標として、住宅の耐震診断及び耐震改修に取り組んできました。

「令和5年住宅・土地統計調査」及び国における住宅の耐震化の状況を参考とすると、令和7年度末の耐震性を有している住宅は、住宅総数約28,200戸のうち、約22,200戸(約78%)と推計され、現状のペースで耐震化が進んでも令和12年度末には約88%までしか耐震化が進まないことが予想されます。

第3期計画に基づき耐震化を進めてきたものの、令和7年度末時点で目標の80%には達せず、かつ、令和12年度末の推計値でも90%に達しないと予測されることから、本計画では引き続き、地震による人的被害及び物的被害を軽減させるため、耐震性を有する住宅を令和12年度末まで、90%とすることを目標とします。

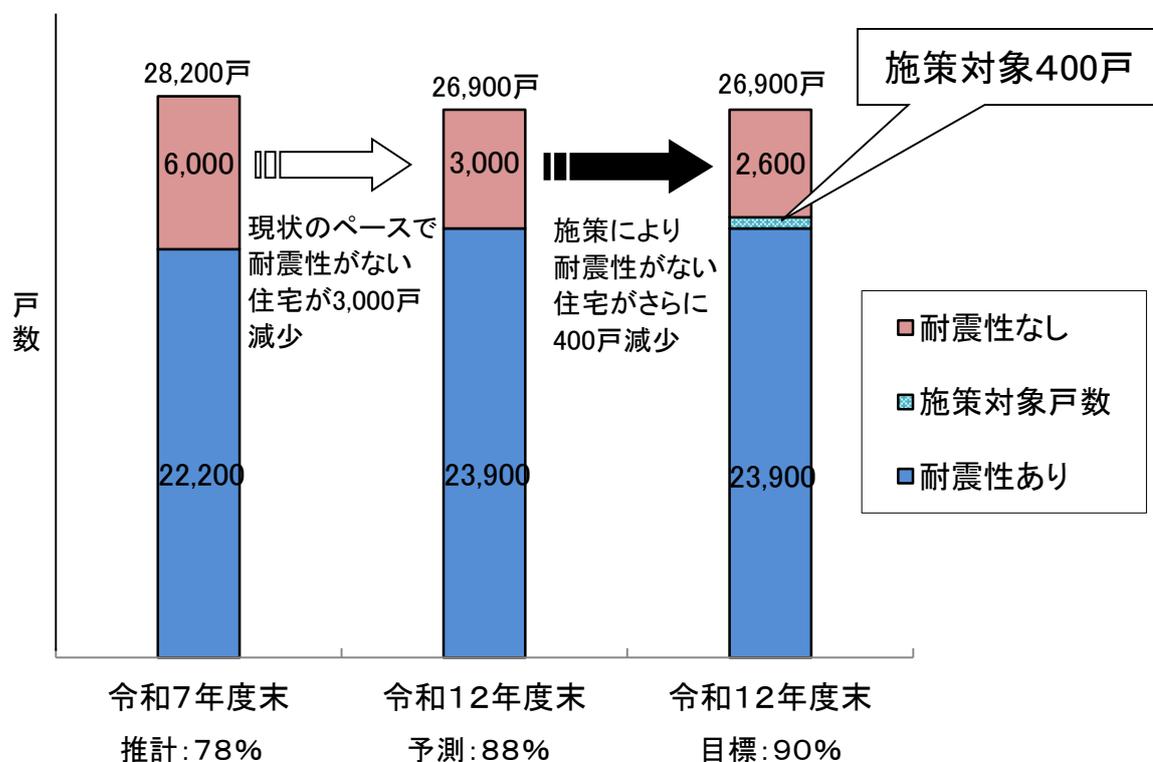


図3-1 住宅の耐震化の現状と目標

## (2) 特定建築物の耐震化の現状と目標

### ① 特定建築物の耐震化の現状と目標

耐震改修促進法第14条で規定する建築物(以下「特定建築物」という。)について、第3期計画では、総数231棟のうち、188棟(約81%)が耐震性を有していると推計され、令和7年度末までに95%とすることを目標として、耐震化に取り組んできました。

横手駅東口の再開発により耐震性を有していない特定建築物の解体が進み、令和8年1月末現在、総数227棟のうち、197棟(約87%)の特定建築物が耐震性を有していると推計され、耐震化率が約6%上昇しました。

今後、耐震化率のさらなる上昇が見込まれますが、引き続き地震による人身被害及び物的被害を軽減させるため、建築物所有者へ耐震化に向けた指導、助言等により、耐震性を有する特定建築物を令和12年度末まで、95%とすることを目標とします。

### ② 公共建築物の耐震化の現状と目標

市所有の特定建築物(以下「市有特定建築物」という。)を令和7年度末までに100%とすることを目標として、耐震化に取り組んできました。

令和8年1月末現在の状況は、表3-2のとおり総数106棟のうち、91棟(約86%)の市有特定建築物が耐震性を有していますが、目標の100%には達していない状況にあります。

建物用途で見ると、学校、病院、公営住宅は耐震化率100%を達成していますが、災害時の防災拠点となる各庁舎や、避難所となる集会場、体育館等の一部は耐震化について課題となっています。

市有特定建築物の耐震化を進めるため、引き続きFM計画で長寿命化となっている施設について、優先的に取り組んでいきます。

なお、特定建築物に該当しない市所有の建築物についても平常時の利用者の安全確保、並びに災害時には避難、救護等の防災拠点といった用途等になりうることを考慮し、必要に応じて耐震化を進めます。

表3-2 市所有特定建築物の耐震化の状況

令和8年1月末現在(棟)

建物用途	総数 (A)	新耐震 棟数 (B)	旧耐震 棟数 (C)	Cのうち			耐震化率  ( (B+E+F) / A )
				耐震診断 実施棟数 (D)	Dのうち 耐震性が 確認され た棟数 (E)	Dのうち 耐震改修 実施棟数 (F)	
学校	48	37	11	11	4	7	100%
病院	2	2	0	0	0	0	100%
公営住宅	6	4	2	2	2	0	100%
庁舎	7	4	3	2	0	0	57%
集会場	6	4	2	1	0	0	67%
体育館	19	11	8	0	0	0	65%
その他	18	16	2	0	0	0	88%
合計	106	78	28	16	6	7	86%

※ 新耐震とは昭和56年6月1日以降に建てられたもの

※ 旧耐震とは昭和56年5月31日以前に建てられたもの

表3-3 県促進計画と本計画の耐震化率目標の比較

	住宅	特定建築物	公共建築物
県促進計画の目標	95%	95%	100%
本計画の目標	90%	95%	100%

## 4. 住宅・建築物の耐震化の促進を図るための施策

### (1) 耐震化促進に係る基本的な取り組み方針

住宅・建築物の耐震化を促進するためには、住宅・建築物の所有者及び管理者(以下「建築物所有者等」という。)が地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。

引き続き建築物所有者等へ耐震化等の情報発信や指導等を行い、住宅・建築物が倒壊等により周辺の安全を脅かすことのないよう耐震化への取り組みを促します。

また、建築物所有者等が耐震化に向けて利用しやすい環境の整備や負担軽減を図ることを、基本的な取り組み方針とします。

### (2) 耐震化促進に向けた各主体の役割

建築物所有者等が、自らの責任において安全性を確保することが防災対策上の原則です。

また、被害情報収集や災害応急対策に利用される公共建築物や多数の者が利用する建築物については、耐震性を含めた安全性を確保する社会的責任がその所有者にあると考えられます。

このような認識に基づき、既存建築物の耐震化の促進のため、以下の事項の実施及び啓発に努めます。

#### ① 建築物所有者等の役割

建築物所有者等は、安全・安心に暮らすために、自らの問題、地域の問題として意識を持って、地震防災対策としての耐震化に取り組む必要があります。そのため、建築物所有者等も積極的に耐震化へ向けた情報収集に努める必要があります。

#### ② 関係団体の役割

建築関係団体及び建築士関係団体は、地震に対する安全性を確保した良質な住宅・建築物のストック形成に取り組み、耐震化に関する技術力の向上に努める必要があります。また建築の専門的知識を有し、建築物所有者等に直接接する機会が多いことから、耐震化の普及、啓発に努める必要があります。

### ③ 本市の役割

安全・安心については、地方公共団体の重要な責務であり、県及び関係団体とも連携を図りながら、誰もが耐震化を行うことができる環境を整えます。

また、地域の防災性や建築物の耐震化に関する知識の普及、啓発、情報提供のための相談窓口を設置しています。各種の相談に応じるために、(一財)日本建築防災協会が開催する建築防災研修会に参加し、建築に関係する災害の未然防止、人命の安全確保等、建築の防災対策の推進を図るための知識習得を行っています。

加えて、イベント会場等での耐震改修等補助事業の普及活動や、町内会等での耐震診断の必要性について説明会を実施しています。

本計画では更なる普及、啓発を実施するとともに、次のことに努めます。

- 各種推進組織・自治会への地震防災対策の情報発信
- 建築物所有者等が耐震化を行いやすい環境整備と負担軽減
- 市有特定建築物が防災対策上重要な位置づけにあることと、市所有建築物を耐震化する取り組みが普及、啓発の観点から重要なことから、市所有建築物の耐震改修等の計画の立案と耐震化
- ホームページ、SNS等を活用し、一人ひとりが自ら取り組む自助に関する情報発信

### (3) 耐震化の促進を図るための支援策

住宅・建築物の耐震化は、建築物の状況や工事の内容により様々であり、相当の費用を要します。そのため、建築物所有者等の費用負担の軽減を図る方策が有効であるとされています。

平成22年度に『横手市木造住宅耐震改修等補助金交付要綱』を策定し、木造住宅の耐震診断及び耐震改修の費用に対する補助制度を創設しました。平成25年度には耐震改築の費用に対する補助制度を新たに創設しています。

平成29年度からは『横手市木造住宅耐震診断支援事業実施要綱』を策定し、(一社)秋田県建築士会と業務委託契約を締結することにより、住宅所有者自らが建築士に依頼することなく、耐震診断を低額で受けられるようにしました。

令和3年度からは耐震改修、耐震改築の費用に対する補助額を100万円に増額し、工事費用の更なる助成に努めています。

令和7年度の補助制度の内容を、表4-1と表4-2に示します。

今後も目標である住宅の耐震化率90%を目指し、制度の見直しを行いながら住宅所有者への普及、啓発を行い補助制度の活用を促します。

また、特定建築物の耐震化率95%を目指して、非木造住宅への耐震診断及び耐震改修に対する指導及び助言を継続して行います。

**表4-1 横手市木造住宅耐震診断支援事業の概要(令和7年度)**

支援内容	耐震診断士の派遣
自己負担額	1万円
支援方法	木造戸建住宅の耐震診断（一般診断法）
支援対象	次の全ての要件に該当する場合 ① 昭和56年5月31日以前に着工され、居住の用にしている木造戸建住宅 ② 併用住宅の場合は、併用部分の床面積が延べ面積の1/2未満 ③ 構造が在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法のいずれか

※ 詳細は横手市木造住宅耐震診断支援事業実施要綱により定めます。

**表4-2 横手市木造住宅耐震改修等補助事業の概要(令和7年度)**

補助内容	耐震改修又は耐震改築工事費用の額に23%を乗じて得た金額を補助
補助上限額	100万円
対象工事	【耐震改修工事】 耐震設計により実施する補強工事。一般診断法による耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満の住宅を耐震改修後、上部構造評点を1.0以上とする。 【耐震改築工事】 一般診断法による耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満の住宅を全て除却し、当該住宅が存していた敷地内で新たに住宅を建築する工事
補助対象	次の全ての要件に該当する場合 ① 昭和56年5月31日以前に着工され、居住の用にしている木造戸建住宅 ② 併用住宅の場合は、併用部分の床面積が延べ面積の1/2未満 ③ 構造が在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法のいずれか

※ 詳細は横手市木造住宅耐震改修等補助金交付要綱により定めます。

表4-3 横手市木造住宅耐震改修等補助事業の実績

計画期間	年度	耐震診断※1		耐震改修・耐震改築※2	
		募集戸数	実績戸数	募集戸数	実績戸数
第2期計画期間	平成28年度	3	1	3	0
	平成29年度	5	5	5	1
	平成30年度	5	5	5	2
	令和元年度	5	5	5	2
	令和2年度	5	5	5	4
第3期計画期間	令和3年度	5	5	5	3
	令和4年度	7	7	5	2
	令和5年度	7	8	5	3
	令和6年度	7	11	5	3
	令和7年度	7	3	5	5
計		56	55	48	25

※1 平成29年度からは、耐震診断士派遣制度に変更

※2 耐震改修・耐震改築の実績は、全て耐震改築での実績



## ② 耐震化に関するアンケート調査の結果

7名の方から回答をいただき、耐震改修等の計画予定があると回答した方が1名、予定がないと回答した方が6名でした。

耐震改修等をしない理由として最も多かったのが、「耐震改修・建替え費が高い」であり、6名中5名の方が回答しています。

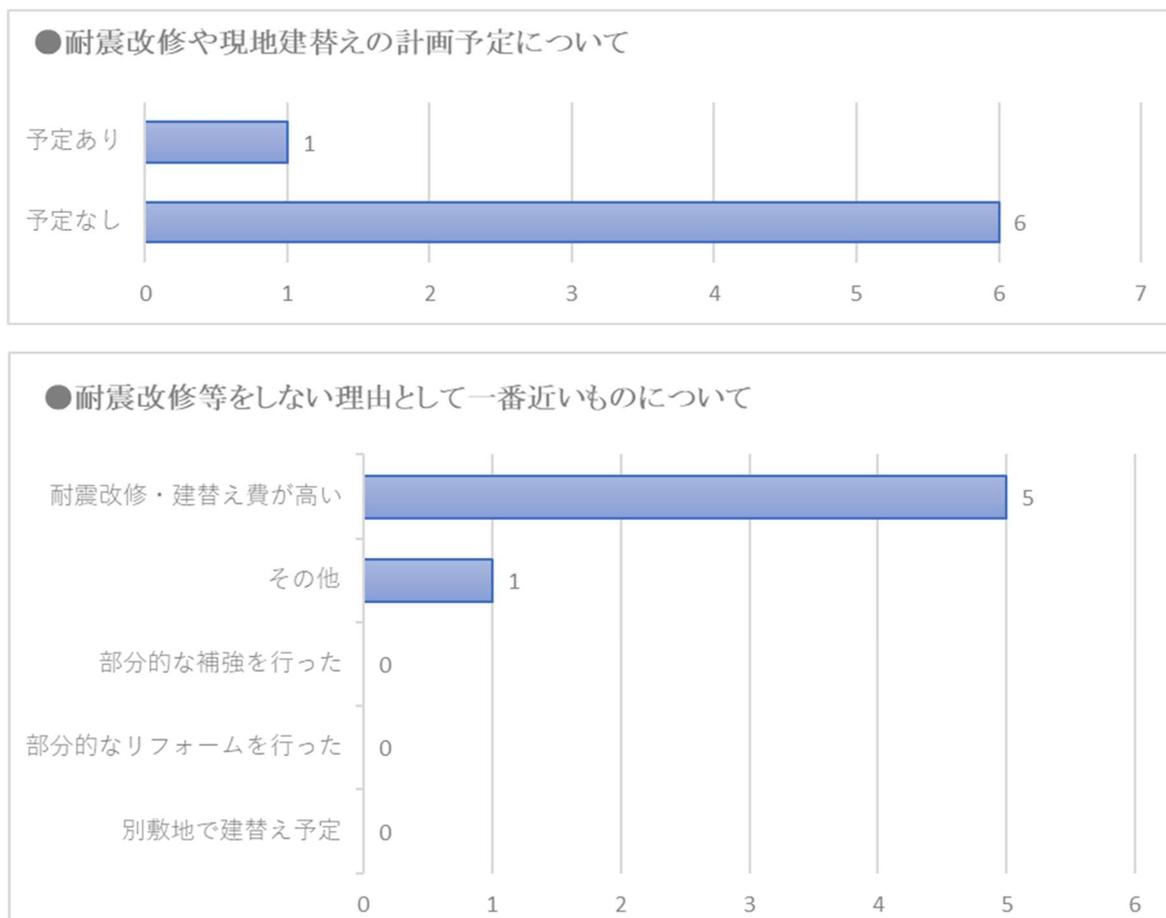


図4-4 アンケート調査結果

## ③ アンケート結果からの耐震化に向けての課題

住宅の耐震診断の申込みは毎年一定数あるものの、耐震診断の結果、耐震改修等が必要と判断された約半数の利用者が耐震改修等を行っていない状況です。

アンケート結果から耐震改修等を行わない理由は、工事費用が高騰していることが主であると分かりました。

耐震改修等について、自己負担の軽減を図るため補助制度を継続し、かつ、制度の見直しを行いながら、より利用されやすい制度になるよう取り組みます。

## (5) 地震発生時に通行を確保すべき道路の指定

建築物及び付属するブロック塀等が地震によって倒壊した場合、その敷地に接する道路の通行や多数の者の円滑な避難及び避難者への緊急物資の輸送等の妨げとなることが考えられます。そのため、秋田県地域防災計画(以下「県防災計画」という。)及び市防災計画で、災害時における緊急輸送を確保するための道路(以下「緊急輸送道路」という。)が指定されています。

緊急輸送道路を、耐震改修促進法第6条第3項第2号に基づく道路として沿道の建築物等の耐震化の促進を図ります。

表4-5 緊急輸送道路の分類

第1次緊急輸送道路ネットワーク	県庁所在地、地方都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路
第2次緊急輸送道路ネットワーク	第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点(行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等)を連絡する道路
第3次緊急輸送道路ネットワーク	その他の道路

(県防災計画より)

## (6) 優先的に耐震化に着手すべき建築物等の設定

優先的に耐震化に着手すべき建築物等として、以下(ア)から(ウ)の建築物等を設定します。

- (ア) 市防災計画で指定した地域防災拠点施設と避難施設(以下「避難施設等」という。)に該当する建築物
- (イ) 避難施設等を結ぶ緊急輸送道路の沿道の建築物のうち、令和2年国勢調査による人口集中地区内に存する建築物が倒壊した場合において、前面道路の過半を閉塞するおそれのある高さが6mを超える建築物
- (ウ) (イ)の建築物に付属するブロック塀等で、倒壊した場合において、前面道路の過半を閉塞するおそれのあるもの

## (7) 地震時の総合的な安全対策

地震時の総合的な安全対策について、建築物防災週間に合わせて防災査察を実施し、関係機関と連携してその重要性について周知、啓発に努めます。

### ① 火災に対する安全対策

冬期間は家屋の倒壊とともに、暖房器具の使用により出火が多発することが予想されます。

更に、各建築物は大量の石油類を暖房用に備蓄しているため、これらが延焼の促進剤となって消防活動が困難になり火災の拡大に繋がることも予想され、その対策が求められます。

消防本部と連携し、火災に対する安全対策の啓発に努めます。

### ② ブロック塀等の倒壊に対する安全対策

地震によるブロック塀等の倒壊は、避難や救助・消火活動に支障が生じる可能性があり、大阪府北部地震では、ブロック塀の倒壊により人身被害が発生しています。

ブロック塀等の安全対策として、点検チェックポイントを記入したチラシを窓口に設置し、ホームページでも公開しています。

また、防災・減災対策として倒壊の恐れのあるブロック塀等の撤去工事について補助を行っています。

建築物防災週間における防災パトロール等の際や教育委員会と連携し把握した、小・中学校の通学路に面する倒壊の恐れのあるブロック塀等の所有者に対し、補助制度の活用を促し安全確保に努めます。

表4-6 雪国よこて安全安心住宅普及促進事業の概要(令和7年度)

補助内容	住宅敷地内のブロック塀等の撤去額に10%を乗じて得た金額を補助
補助上限額	20万円
対象工事	造成工事、建物解体工事等を伴わないものであって、倒壊の恐れがあり、又は建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)に定める基準を満たさない住宅敷地内のブロック塀等の撤去工事

※ 詳細は横手市雪国よこて安全安心住宅普及促進事業補助金交付要綱により定めます。

### ③ 落下物等に対する安全対策

大規模な地震が発生した際には、建築物の倒壊だけでなく、窓ガラスや外壁、袖看板等、建築物の外装材の損壊・落下による被害も懸念されます。

損壊・落下防止に向けては、現地調査で把握した建築物について所有者等に対し、適正な維持管理の啓発及び指導を実施しています。

また、平成23年の東日本大震災では、比較的新しい建築物も含め、体育館、劇場などの大規模空間を有する建築物の天井が脱落するなどの甚大な被害が、国内で多数発生しました。この被害を受け、脱落によって重大な被害を生ずるおそれがある天井(以下「特定天井」(※)という。)の脱落対策に係る新たな基準が、平成26年に国土交通省告示として定められています。

市所有の既存建築物について、学校の特定天井は改修が完了していますが、他の建築物では改修が進んでおらず、第3期計画で整備した台帳を基に、早期に天井の耐震化が進むよう取り組んでいきます。

民間の既存建築物については、建築基準法に基づく定期報告制度の活用により、特定天井の状況把握を行い、建築物の所有者等に基準を周知するとともに、安全性確保に向けて落下防止のための改修を実施するよう指導、助言を行います。

※ 単位面積質量2kg/m<sup>2</sup>超の吊り天井であって、高さが6mを超え、かつ、水平投影面積が200m<sup>2</sup>を超える居室、廊下等で人が日常立ち入る場所に設けられたものと規定されています。

### ④ エレベーター等の安全対策

平成17年の千葉県北西部の地震では、首都圏の多くのビルでエレベーターの緊急停止による閉じ込め事故が発生し、地震時管制運転装置(※)の設置が義務付けられました。また、平成23年の東日本大震災では、エスカレーターの脱落等が国内で複数確認されたことから、新たな基準が定められています。

市所有のエレベーターについては、聞き取り調査を行い、地震時管制運転装置の設置状況について台帳を整備し、設置の必要性について指導を実施しています。

横手市役所本庁舎ではエレベーターの改修工事に併せ、地震時管制運転装置を設置しましたが、一部の市所有建築物では設置されてないため、引き続き地震時管制運転装置の設置について助言を行います。

また、民間のエレベーター等が設置された既存建築物の所有者等に対しては、建築物防災週間の査察の際に、地震時管制運転装置の設置の必要性について説明を行っております。

引き続き建築基準法に基づく定期検査などの機会を捉えて、地震時のリスクについて周知し、安全性の確保を図るよう指導を行います。

※ 地震発生初期の微振動(P派)を感知し、本震(S波)が到達する前に、最寄り階に自動運転することにより、人がかご内へ閉じ込められることを防止する装置。

## 5. 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

### (1) 地震防災マップの作成・公表及び活用

建築物所有者等が、地震防災対策を自らの問題・地域の問題として意識し、地震防災対策に積極的に取り組むためには、発生のおそれがある地震の概要と、地震による危険性の程度等を記載した地図(以下「地震防災マップ」という。)の作成・公表が有効とされるため、引き続き地震防災マップの作成に係る情報収集を行い、関係各課と協議の上、作成に努めます。

### (2) 相談体制の整備及び情報提供の充実

常設している木造住宅に関する耐震診断・耐震改修の相談窓口については、県及び建築士関係団体との連携により、相談しやすい環境整備を行い、木造住宅の耐震化に関するリーフレットと秋田県木造住宅耐震診断技術者名簿を設置しています。

本計画では引き続き、市報、ホームページ、FMラジオやSNS等の媒体を活用し、耐震改修等補助事業の活用を広く周知することにより耐震化の普及、啓発を行います。

併せて(一財)日本建築防災協会作成のパンフレットを配布することにより、融資制度や耐震診断・耐震改修に係る情報提供を図ります。

### (3) リフォームにあわせた耐震改修の誘導

リフォーム工事、省エネ改修や増改築時は、耐震改修を実施する好機であることから、これらの工事と併せて耐震改修を実施することで得られるメリットの情報として、(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターが運営するリフォーム支援ネット「リフォネット」について、ホームページで周知をしています。

耐震診断を行った方に対して、各種リフォーム補助金等を活用しながら、耐震改修を行うことを促します。

#### (4) 家具の転倒防止策の推進

地震による家具の転倒では、死傷者が出るおそれがあるほか、倒れた家具により出入口がふさがれ避難に支障が生じる可能性があります。室内での居住者被害を防ぎ、安全な避難経路を確保するためにも、家具を固定することは、効果の高い地震対策となります。

ホームページに家具の転倒防止方法を周知し自らできる地震対策として普及、啓発を行っています。

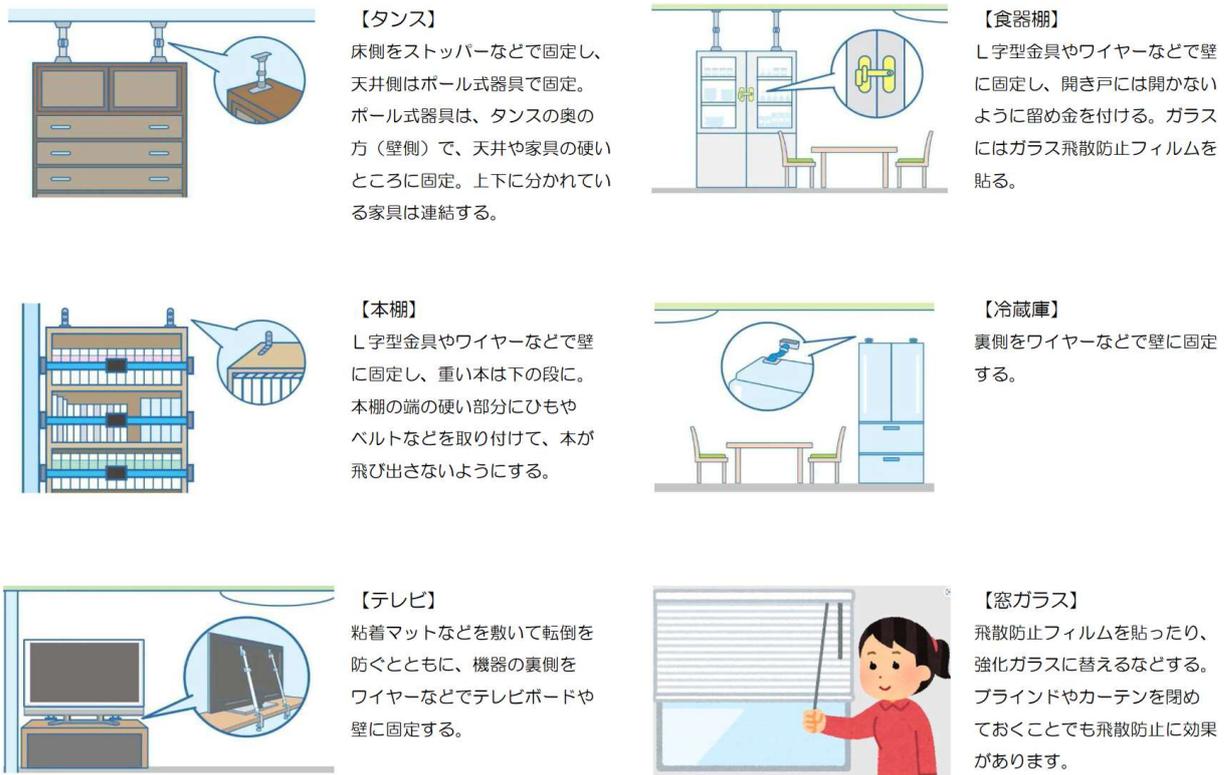


図5-1 家具の転倒防止対策ポイント

#### (5) 町内会等との連携

個々の住宅の耐震化が進んだとしても、周辺の住宅の耐震化が遅れている場合は、地震発生時にその地域全体が被災してしまうことが考えられます。地域の人々が「生活の場はみんなで守る」という考え方が重要であり、町内会等で地震防災対策に取り組むことが重要です。地域での取り組みは、地震発生などのいざという時に効果的であるばかりでなく、平時においても、地域における危険箇所の改善や地域全体での耐震化などの取り組みにも効果があります。

引き続き町内会等と連携イベントや催事において、日常生活における地震の被害予防と地域における住宅の耐震化の必要性を周知し、防災意識の啓発と知識の普及を図ります。

## **(6) 一人ひとりが行うことのできる防災情報の発信**

災害に対する心構えや知識を深めることができるよう、一人ひとりが取り組むことができる防災情報をホームページ等で周知し普及、啓発を行います。

## 6. 耐震改修促進法及び建築基準法による指導等

### (1) 耐震診断が義務化された特定建築物への対応

平成29年度に要緊急安全確認大規模建築物(※)に該当する、「横手南中学校(特別教室棟)」の耐震診断の結果等を、ホームページで公表しています。

なお、横手南中学校(特別教室棟)は耐震診断を行い、平成22年度に耐震改修工事を実施済みです。

表6-1 要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果について

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
学校								
1	横手市立横手南中学校(特別教室棟)	横手市赤坂字郷土館32-1	中学校	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso=1.14 CTU・SD=0.38			耐震改修済み

※ 昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建てられた建築物のうち、不特定多数の者が利用する建築物、避難上配慮を要する者が利用する建築物及び危険物を取り扱う建築物のうち一定規模以上の建築物。

### (2) 耐震改修促進法による指導・助言等の実施

耐震改修促進法では、耐震関係の基準に適合していない全ての建築物について、耐震化の努力義務が課されています。耐震改修促進法第15条第1項では特定既存耐震不適格建築物、第16条第2項では既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の的確な実施を確保するために必要があると認めるときは、当該建築物の所有者に対し必要な指導及び助言をすることができるものと規定されています。

市有特定建築物については、建物を管理する所管課へ耐震化について指導を行い、今後の耐震化の取組スケジュールについて確認を行っています。本計画では引き続き所管課に対し、耐震化を的確に実施するために指導します。また、民間の特定建築物についても、同様に指導を行うよう努めます。

なお、耐震改修促進法第15条第2項により、特定既存耐震不適格建築物について必要な耐震診断及び耐震改修が行われていないと認めるときは、所有者に対し必要な指示(※)を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、耐震改修促進法第15条第3項の規定に基づき、その旨をホームページ等に公表します。

※ 資料編5ページ表1 特定既存耐震不適格建築物一覧(耐震改修促進法第14条、同法第15条第2項)の右覧に記載の規模要件の建築物所有者に対する指示。

### (3) 建築基準法による勧告または命令等の実施

耐震改修促進法第15条第3項の規定による公表を行ったにも関わらず、当該建築物の所有者等が耐震改修等の必要な対策を行わず、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物においては、建築基準法第10条の規定に基づく勧告または命令を行い、建築物を適切に維持管理するよう促します。

(ア) 損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物

○ 建築基準法第10条第1項の勧告若しくは同条第2項の命令

(イ) 構造上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物

○ 建築基準法第10条第3項の命令

## 7. その他耐震化促進に関し必要な事項

### (1) 横手市被災建築物応急危険度判定要綱

地震により建築物が被災した場合、余震等による倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などから生ずる二次災害を防止し、市民の安全の確保を図るため、被災建築物の応急危険度判定(以下「判定」という。)に関し必要な事項を定めた要綱を令和元年6月に策定しています。

判定が必要な場合は、判定実施本部等を設置し、県と連携を図り全国被災建築物応急危険度判定協議会(※1)に対し、不足する応急危険度判定士の派遣要請(※2)や受け入れ等の必要な措置を講じます。

※1 応急危険度判定の体制を全国的に整備し、応急危険度判定の的確かつ迅速な実施に資するため平成8年、国土交通省、都道府県、建築関係団体を会員とし設立。

※2 平成28年4月に発生した熊本地震の際に応急危険度判定士を派遣。